様式第14号（第17条関係）

R4

廃　棄　物　処　理　申　請　書

　　令和　　年　　月　　日

　　　（申請先）佐久市長

住所又は所在地

　事業所名又は商店名　　　　　　　　　　印

氏　　　　　　　名　　　　　　　　　印

　佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の種類 | |  | | | 電話 | （　　　） | |
| 収集運搬の方法 | | １ 自己搬入　車番（　 ） ２ 業者委託　業者名（　　　　） | | | | | |
| 処分の方法 | | １　埋立 | | | ２　焼却 | | |
| 処分施設 | | １　うな沢第２最終処分場 | | | ２　佐久平クリーンセンター | | |
| 廃棄物の種類 | |  | | |  | | |
| 計画排出量 | 量  期間 | 重量(ｔ) | 容積(ｍ3) | 回数 | 重量(ｔ) | | 回　数 |
| ４～６月 |  |  |  |  | |  |
| ７～９月 |  |  |  |  | |  |
| 10～12月 |  |  |  |  | |  |
| １～３月 |  |  |  |  | |  |
| 計 |  |  |  |  | |  |
| 備考 | |  | | | | | |

※上記の廃棄物計画排出量に基づき当該ごみ指定袋を購入及び使用し、処理施設に搬入してください。

**※可燃ごみの自己搬入にあたっては、ICカードとマグネットプレートの申請・発行等の手続きが別途必要です。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。（既にICカード・マグネットプレートを発行済みの場合は、手続きの必要はありません。）**

※別紙の誓約書も必ず提出してください。

※別紙の誓約書も必ず提出してください。

誓　　　約　　　書

令和　　年　　月　　日

佐久市長　栁田　清二　様

　　　　住所又は所在地

　事業所又は商店名　　　　　　　　　 　印

　氏　　　　　　名　　　　　　　　　　 印

私は、佐久平クリーンセンター及びうな沢第２最終処分場(以下｢処理施設｣という)の使用許可を受けるにあたり、下記事項を厳守します。

この誓約書に違反したときは、処理施設の使用を停止されても異議がありません。

記

１．廃棄物の搬入に際して

（1）　佐久市内で発生した廃棄物で、生活環境の保全上支障なく、処理施設で処理できる一般廃棄物及び一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物以外、搬入しません。

（2）　廃棄物の内容について、係員の検査の結果、処理施設での処理が困難と指示された場合は、私の責任において別に処理します。

（3）　廃棄物の排出については、分別の徹底を行い、佐久市指定の事業系ごみ袋を購入使用し、処理施設へ搬入します。又、廃棄物の再生利用を行い、その減量に努めます。

（4）　佐久平クリーンセンターへ可燃ごみを搬入する車両は、社名及び会社ごとの番号を記載したプレート（別紙の「佐久平クリーンセンターへの可燃ごみ搬入に係る遵守事項」を参照）を指定された位置に掲示します。

(5) プレートは、原則会社を出る時から帰るまでの間、掲示し続けます。

（6）　佐久平クリーンセンターへ可燃ごみを搬入する車両は、行き帰りともに指定された運搬ルート（別紙の「佐久平クリーンセンターへの可燃ごみ搬入に係る遵守事項」を参照）を通り、午前９時から午後３時まで(正午から午後１時は除く)の間に搬入を行います。

（7）　佐久平クリーンセンターへ可燃ごみを搬入する車両は、指定のＩＣカードを使用して計量を行います。

（8）　廃棄物が道路等に飛散や流出をしないように運搬車に必要な措置を行い運搬します。

（9）　収集運搬を業者に委託する場合は、許可業者であることを確認します。

**裏面あり**

２．処理施設内での諸事故について

（1）　人身、物損事故等不測の事態が生じたときは、私の責任において対処します。仮に紛議が生じても市に迷惑をかけません。

３．廃棄物処理手数料及び費用の納入について

（1）　廃棄物手数料及び費用については、佐久市指定の事業系ごみ袋の購入により納入します。

４．その他

（1）　処理施設にごみを搬入する車両の変更・追加がある場合は、速やかに市へ報告を

行います。

（2）　処理施設にごみを搬入する車両は、公道・処理施設内を問わず交通ルールを遵守し、歩行者等に十分配慮した運転を行います。